

○世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン使用取扱要綱

平成26年5月21日26世烏地第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」(以下「からびょん」という。)のデザインを区以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 からびょんのデザインを区が使用する場合の取扱いに関しては、別に定める。

(デザイン)

第2条 からびょんのデザインは、別図に定めるとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 からびょんのデザインは、その使用の目的が販売目的か否かにかかわらず、区及び烏山地域の産業経済の発展若しくは地域振興に寄与すること又は烏山地域及びからびょんのPRに寄与することであると区長が認めることについて、使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、からびょんのデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、からびょんのデザインの使用を許諾しないものとする。

- (1) 区、烏山地域又はからびょんのイメージを傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人又は団体のキャラクターとして誤認されるおそれのあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (4) 政治活動、宗教活動等に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) この要綱又は別に定める要領(以下「要領」という。)に反するおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

(使用することができる者)

第4条 からびょんのデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合に非販売目的に使用することができる。

- (1) 烏山地域の商店街、町会・自治会、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人その他の公共的団体等が公益的な活動のために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるとき。

2 からびょんのデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合に販売目的に使用することができる。

- (1) 烏山地域に事業所又は事務所を有する事業者その他の団体が主体となって使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が適当と認めるとき。

(使用の申請)

第5条 区長は、からびよんのデザインを非販売目的でしようとする者に、あらかじめ世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン非販売目的使用許諾申請書（第1号様式）を提出させ、使用の許諾を受けさせなければならない。ただし、区長が適当と認めるときは、この限りでない。

2 区長は、からびよんのデザインを販売目的でしようとする者に、あらかじめ世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン販売目的使用許諾申請書（第2号様式）を提出させ、使用の許諾を受けさせなければならない。ただし、区長が適当と認めるときは、この限りでない。

(使用の許諾)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許諾をするときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン非販売目的使用許諾通知書（第3号様式）により、使用の許諾をしないときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン非販売目的使用不許諾通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許諾をするときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン販売目的使用許諾通知書（第5号様式）により、使用の許諾をしないときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン販売目的使用不許諾通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 区長は、前2項の規定により使用の許諾をするときは、条件を付することができるものとする。

(許諾内容の変更の申請)

第7条 区長は、前条第1項の規定による使用の許諾を受けた者が、許諾された内容の変更を希望するときは、あらかじめ世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン非販売目的使用許諾内容変更承認申請書（第7号様式）により、その承認を受けさせなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 区長は、前条第2項の規定による使用の許諾を受けた者が、許諾された内容の変更を希望するときは、あらかじめ世田谷区烏山地域キャラクター「からびよん」デザイン販売目的使用許諾内容変更承認申請書（第8号様式）により、その承認を受けさせなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(許諾内容の変更の承認)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン非販売目的使用許諾通知書により、変更の承認をしないときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン非販売目的使用不許諾通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン販売目的使用許諾通知書により、変更の承認をしないときは、世田谷区烏山地域キャラクター「からびょん」デザイン販売目的使用不許諾通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用許諾料)

第9条 からびょんのデザインの非販売目的の使用に係る使用許諾料は、徴収しないものとする。

2 からびょんのデザインの販売目的の使用に係る使用許諾料は、当分の間、徴収しないものとする。

(使用の許諾の期間)

第10条 第6条第1項又は第2項の規定による使用の許諾（以下「使用許諾」という。）の期間は、当該使用許諾をした日から当該使用許諾をした日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、使用許諾の期間を別に定めたときは、当該別に定めた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前項の期間の満了時において、第6条第2項の規定により使用の許諾を受けた者が在庫として有している商品又は製作中である商品について、当該期間の満了後90日間に限り、当該使用の許諾を受けた者に当該商品の販売をさせることができる。

(使用許諾の取消し)

第11条 区長は、使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたとき。
- (2) この要綱又は要領に違反するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が使用許諾を取り消すことが適当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた使用者に、直ちにからびょんのデザインの使用をやめさせ、からびょんのデザインを使用して製作した物品等の回収を行わせるものとする。この場合において、使用者又は第三者に生じた損害について、区は一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第12条 区長は、使用許諾の期間の満了後、使用者に速やかに別に定める報告書を提出させるものとする。ただし、使用許諾の期間が1年を超えるものについては、当該使用許諾の期間中における各年度の末日及び当該使用許諾の期間の満了後に提出させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 区長は、使用者に、からびよんのデザインの使用許諾の権利を第三者に譲渡し、又は転貸させてはならない。

(権利の帰属)

第14条 使用許諾は、第3条に規定する使用の範囲を超えて、使用者に対しからびよんのデザイン等に関する何らの権利若しくは権限を与え、又は使用者及び当該使用者の製作した物品等について区が推奨するものではない。

(管理責任)

第15条 区長は、使用者に自己の責任により物品等の管理を行わせるものとする。

2 区は、前項の管理について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日28世烏地第370号)

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日3世烏地第70号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月30日6世烏地第155号)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。